

第4回那珂川町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年4月20日(月) 15時00分から16時00分

開催場所 那珂川町役場 201・202・203会議室

出席委員

農業委員 (17名)				農地利用最適化推進委員 (23名)			
1番	滝内政可	2番	小林 一恵	馬 頭	鈴木 一夫	健 武	佐 藤 保
3番	益子 順一	4番	岡 寿 実	矢 又	菊池 政広	和 見	
5番	深澤 弘子	6番		小 口	藤 田 保	北向田	大森 秀一
7番	谷田 知教	8番	船山 伸一	久那瀬	岡 浩 幸	松野・富山	大 武 正
9番	船見 和哉	10番	小高 辰也	盛 泉	大金 安男	谷 川	
11番	高 野 寛	12番	穴山 正一	大内・大那	川和 義夫	大山田下郷	渡邊 久雄
13番	川上 早春	14番	佐々木文子	大山田上郷	岡 崎 俊	小 砂	笹沼 則男
15番	星 フミ子	16番	佐藤 次男	1区・2区・3区	川上 雅人	1区・2区・3区	深澤 一郎
17番		18番	益子 波子	4区・5区	橋本 征雄	6区・9区	板橋 了寿
19番	磯部 正美			6区・7区	鈴 木 勲	8 区	佐竹 賢一
				9区・10区	郡司 公平	1 1 区	高村 安英
				1 2 区	佐藤 康之	1 3 区	佐藤 知子
				1 4 区	板山 勝則		

欠席委員 ※農業委員のみ記載

農業委員			
6番	益子 稔	17番	西宮 一美

議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 報告第1号 農地等の地目変更について
- 日程第4 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第8 議案第4号 非農地判断について
- 日程第9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について

農業委員会事務局職員

事務局長 星 善浩
 係 長 小幡 優子
 主 事 小山田 真梨子

会議の概要

那珂川町農業委員会総会規則第5条に基づき会長が議長となる

議長	<p>只今より、令和8年 第4回総会に入ります。 出席委員は、17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日、6番 益子 稔 委員、17番 西宮 一美 委員から欠席する旨の連絡があったので ご報告いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 今回の付議事件及び順序につきましては配布したとおりでありますので、ご覧願います。 日程第1 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本総会は本日1日と決定いたします。 日程第2 議事録署名委員の指名を議題といたします。 総会規則第19条第2項の規定による、議事録署名委員については、議長が指名することに異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員に9番 船見和哉 委員、10番 小高辰也 委員を指名いたします。 日程第3 報告第1号 農地等の地目変更についてを上程します。 事務局に報告の朗読および説明を求めます。</p>
事務局 (小幡)	<p>【報告朗読】</p>
事務局長	<p>報告第1号 農地等の地目変更について説明いたします。 「農地等の地目変更1 馬頭」の申請地周辺見取図をご覧ください。 当該地は、馬頭田町地内にあり、県道27号那須黒羽茂木線と町道都新道線との交差点から南へ約50mに位置する農地です。 申請地は、50年以上前から「畑」として利用していることから、農地台帳地目を「田」から「畑」に変更するものです。 次に、「農地等の地目変更2 小川」の申請地周辺見取図をご覧ください。 当該地は、ともに小川地内にあり、小川2225番地については、国道294号線の中の原交差点から南東へ約300m、小川3459番地7については、国道294号線と県道福原小川線の交差点に位置する農地です。 ここも、50年以上前から「畑」として利用しており、現在は野菜を作付けしていることから、農地台帳地目を「田」から「畑」に変更するものです。 以上、報告いたします</p>

議 長	報告の朗読および説明が終わりました。 質疑はありませんか。
各 委 員	【質疑なし】
議 長	質疑はないようですので、本件についてはご了承くださるようお願いいたします。 日程第4 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてを上程します。 事務局に報告の朗読、および説明を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【報告朗読】
事務局長	報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について説明いたします。 本案件は、令和4年1月13日および令和7年10月9日に栃木県から許可を受けたものです。 取消し理由は、番号1と番号2については、建設時に近隣の太陽光発電施設の所有者から発電量が落ちるなどの理由で同意が得られなかったこと、番号3については、番号1と番号2の事業が中止になったことにより転用の必要がなくなったこと、番号4については、令和7年8月以降にならないと東京電力と連携接続ができないことで事業継続が困難となったことです。 事業者から、農地法第5条第1号の規定による許可処分の取消願を、令和8年3月27日付けで町農業委員会に提出され、栃木県塩谷南那須農業振興事務所へ送付いたしており、令和8年4月8日付けで取消されました。 以上で説明を終わります。
議 長	報告の朗読および説明が終わりました。 質疑はありませんか。
各 委 員	【質疑なし】
議 長	質疑はないようですので、本件についてはご了承くださるようお願いいたします。 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【議案朗読】
議 長	議案の朗読が終わりました。 申請1 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

調査員は、9番 船見和哉 委員と、橋本征雄 推進委員です。
9番 船見和哉 委員から調査の報告を求めます。

9番
船見委員

農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、4月18日に橋本征雄推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。

申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。申請の事由は、譲渡人が宅地を売却するにあたり、隣接する農地を住民に併せて売却するものです。現在譲受人は、町の子育て支援住宅に住んでおり、その北側に位置する宅地の購入を求めたところ、隣接する農地はその宅地しか入口がないということで、併せて購入したいとの申し出があったということです。

権利を設定しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で、売買価格は10aあたり10万円です。

耕作面積は、自作地借入地ともにありません。申請地の388㎡のみとなります。作付予定面積は野菜388㎡で、主にトマト、キュウリ、ホウレンソウ等を作付する予定です。

大農機具の所有もありません。草刈り機1台を所有しています。申請人の農作業従事状況ですが、現在はまだ耕作しておりませんが、親や知人の協力を得て耕作するようにします。予定として譲受人本人の農作業従事日数が150日、譲受人の妻が100日です。譲受人の家から申請地までの距離は、隣接しているためほぼなし、現在住んでいる子育て支援住宅から約10mで徒歩1分です。

申請地は周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えています。

以上報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

調査員の報告が終わりました。
橋本征雄 推進委員から意見はありませか。

橋本
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

特にありません。

議 長

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請1の売買による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。

各委員

【異議なし】

議長

異議なしと認めます。よって申請1につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。

船見和哉委員ご苦労さまでした。

日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に議案の朗読を求めます。

事務局
(小幡)

【議案朗読】

議長

議案の朗読が終わりました。

申請1 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。

調査員は、3番 益子順一 委員、10番 小高辰也 委員、佐藤保 推進委員です。3番 益子順一 委員 から調査の報告を求めます。

3番
益子委員

農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出されましたので、4月17日に小高辰也委員、佐藤保推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

転用行為の必要性は、再生エネルギーの普及は国の課題であり、それに応えるべく太陽光発電設備を建設し電力を供給していくとのこと。発電した電力は、株式会社クリーンエナジーコネク트에、全て売電いたします。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は田で数年間利用されていない土地です。東側は国有地を挟んで畑、西側は国有地を挟んで田、南側は県道、北側は水路を挟んで原野、境内の一部があります。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、申請地以外の土地も含めて検討しましたが、日照条件が良く、道路に接道しており、周辺に家屋等がなく周辺へ及ぼす影響が最小限に抑えられると判断したためになります。

土地利用計画ですが、事業区域の面積が905㎡、縦1.134m横2.382mの太陽光パネルを132枚、パワーコンディショナーを10台、外周に沿って高さ1.5mのフェンスを122m設置します。

資金計画ですが、用地取得費が110万円、設備建設費が620万円、その他70万円、合計800万円です。全額自己資金で賄うということで、あおぞらネット銀行の預金残高証明書が添付されています。また、撤去費用として売電収入から毎年10万円を積み立て、100万円を用意します。

周辺農地への被害防除対策ですが、申請地はくぼ地の為、周辺農地への土砂流出の心配はありません。なお、除草対策として、年2回草刈りをする予定です。

その他法令の状況、栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指針の書類は提出済みです。埋蔵文化財包蔵地に該当しないことを確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 調査委員の報告が終わりました。
佐藤保 推進委員から意見はありませんか。

佐藤
推進委員 特にありません。

議 長 事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長 申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 0.5
ヘクタールです。農地区分は第2種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしている
ため、転用が可能となります。

議 長 事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をし
てください。

各 委 員 【質問なし】

議 長 意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請1 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、
申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員 【異議なし】

議 長 異議なしと認めます。よって申請1につきましては、申請のとおり県へ進達することに
決定いたしました。
益子順一委員、ご苦勞様でした。
申請2 売買による所有権移転での一般住宅用地への転用許可申請についてを議題とい
たします。
調査員は、1番 滝童内政可 委員、10番 小高辰也 委員、鈴木一夫 推進委員です。10
番 小高辰也 委員 から調査の報告を求めます。

10番
小高委員 農地法第5条第1項に規定による許可申請書が提出されましたので、4月17日に滝童
内政可委員、鈴木一夫推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたしま
す。
申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。
転用目的は、売買により申請地を取得し、一般住宅を建設するものです。

転用行為の必要性は、現在義母の家に譲受人と妻、子ども2人と同居しておりますが、子どもが成長して住まいが手狭になってきたため、住宅を新築し住環境を確保したいとのこと。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地は畑です。隣接地の状況ですが、東側は畑、西側は道路、南側は水路、北側は畑になります。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、義母の家が近く、子どもたちの養育に好都合であること、平坦で日照が良く環境が良いと判断し選定しました。

土地の利用計画は、2階建て住宅1棟の建築面積が74.52㎡、カーポート3台分44㎡、物置15㎡です。

資金計画ですが、建物建築費4100万円、土地購入費400万円、合計4500万円です。銀行から全額借り入れ調達します。

周辺農地への被害防除対策ですが、雨水排水方法は敷地内自然浸透とし、浄水は町営水道に接続、下水は合併浄化槽にて処理します。日照通風の影響は住宅面積74.52㎡、建物の最高の高さが8.537mのため、支障はありません。

他法令の状況としては、埋蔵文化財包蔵地でないことを確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。
鈴木一夫 推進委員から意見はありませんか。

鈴木
推進委員

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約3.2ヘクタールです。農地区分は第2種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各委員

【質問なし】

議長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請2 売買による所有権移転での一般住宅用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各委員

【異議なし】

議長

異議なしと認めます。よって申請2につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。

小高辰也 委員、ご苦労様でした。

申請3 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請、および、申請4 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、関連がありますので一括上程いたします。

調査員は、3番 益子順一 委員、11番 高野寛 委員と、鈴木一夫 推進委員です。11番 高野寛 委員から調査の報告を求めます。

11番
高野委員

農地法第5条第1項に規定による許可申請書が提出されましたので、4月17日に益子順一委員、鈴木一夫推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

転用行為の必要性は、再生エネルギーの必要性と重要性を基に、太陽光発電施設を設置することにより電力の安定供給に寄与します。また、東京電力エナジーパートナーに全量売電します。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は畑で、草刈り等の管理はしてありましたが耕作放棄地となっていました。隣接地の状況は、東側は水路を挟んで道、南側と西側は畑、北側は田になります。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、申請地は十分な日照の確保、太陽光パネルの必要枚数を設置できる敷地面積があるため、適地と判断して選定しました。

土地利用計画ですが、太陽光パネルを177枚、パワーコンディショナーは10台、システム容量109.74kwです。周辺には高さ1.5m、長さ196mのフェンスを設置し、切土盛土は行いません。

資金計画ですが、土地購入費が75万円、システム一式540万1413円、施設工事費241万4280円、合計856万5693円です。資金調達については全て自己資金で行い、三井住友銀行の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水放水はなく雨水は敷地内自然浸透です。土砂流出防止対策としては、切土盛土は行わずに水路側に土砂が流出しないようにあぜ波板を設置します。

日照通風の影響、施設の高さ1.1m、フェンスの高さが1.5mのため、周辺への日照通風の影響はありません。

除草対策として、年2回除草剤を散布します。

その他として、撤去処分費用について111万円を売電収入から毎年積み立てを行います。敷地内に駐車スペースがないために、メンテナンス等の時には、地権者の宅地を一時的に借用します。地権者の許可は得ています。

他の法令の状況について、2025年11月26日付で東京電力の接続契約の締結を行っています。また、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法93条第1項の届出を提出予定です。

申請書と事実の相違はありませんでした。

次に申請番号4番について、関連がありますので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、転用行為の必要性については、申請番号3番と同じなので省略いたします。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は田で、草刈り等の管理はしてありましたが耕作放棄地となっていました。隣接地の状況は、東側は水路を挟んで道、南側と西側は畑、北側は原野になります。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、3番と同じため省略します。

土地利用計画ですが、太陽光パネルを150枚、パワーコンディショナーは10台、システム容量108kwです。周辺には高さ1.5m、長さ138mのフェンスを設置し、切土盛土は行いません。

資金計画ですが、土地購入費が120万円、システム一式522万4560円、施設工事費237万6000円、合計880万560円です。資金調達については全て自己資金で行い、三井住友銀行の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水放水はなく雨水は敷地内自然浸透です。土砂流出防止対策としては、切土盛土は行わずに水路側に土砂が流出しないようにあぜ波板を設置します。

日照通風の影響、施設の高さ1.3m、フェンスの高さが1.5mのため、周辺への日照通風の影響はありません。

除草対策として、年2回除草剤を散布します。

その他として、撤去処分費用について111万円を売電収入から毎年積み立てを行います。敷地内に駐車スペースがないために、メンテナンス等の時には、地権者の宅地を一時的に借用します。地権者に許可は得ています。

他の法令の状況について、2025年11月18日付で東京電力の接続契約の締結を行っています。また、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法93条第1項の届出を提出予定です。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。
鈴木一夫 推進委員から意見はありませんか。

鈴木
推進委員

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地はともに、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約5.5ヘクタールです。農地区分は第2種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各委員

【質問なし】

議 長 意見・質問がないようですので、採決を行います。
採決は、申請ごとに行います。
申請3 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員 【異議なし】

議 長 異議なしと認めます。よって申請3につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
続きまして、申請4 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員 【異議なし】

議 長 異議なしと認めます。よって申請4につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
高野寛 委員、ご苦労様でした。
申請5 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。
調査員は、1番 滝童内政可 委員、10番 小高辰也 委員、鈴木一夫 推進委員です。1番 滝童内政可 委員 から調査の報告を求めます。

1番 滝童内委員 農地法第5条第1項に規定による許可申請書が提出されましたので、4月17日に小高辰也委員、鈴木一夫推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。
申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。
転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。
転用行為の必要性は、譲受人は近年の再生可能エネルギー必要性和必要性を基に売電事業の拡大を図っており、事業拡大のため太陽光発電設備の増設に取り組んでいます。今回は、更なる事業規模拡大のため、那珂川町を選定しました。発電した電力は東京電力エナジーパートナーに全量売電し、電力の安定供給に寄与します。
権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。
規模の妥当性は、太陽光パネルは1枚3.1㎡で、設置枚数は108枚です。パネル間の間隔を含めて、合計335㎡です。申請地は平坦で日照条件がよく、土地利用図面どおりに太陽光パネルを効率的に設置し、アレイ間縦間隔を2m取り、メンテナンススペース38.5㎡、駐車スペース44.5㎡を設置するため敷地は791㎡必要になります。周囲には危険防止のためフェンスを設置します。
土地の選定理由は、十分な日照量の確保、パネルの必要枚数を設置できる敷地面積、パネルを合理的に配置できる土地の形状等条件が整っていることが必要となることから、非農地を含めて選定しました。また、栃木県内及び那珂川町に隣接している常陸大宮市に設置している太陽光発電施設との一体管理がしやすく、日照条件がよい平坦な土地が多いため選定しました。
申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は田です。東側は雑種地、西側は畑、

南側は道を挟んで雑種地、北側は田です。

土地利用計画ですが、事業区域の面積が791㎡、太陽光パネルを108枚、パワーコンディショナーは10台、フェンスは高さ1.5m、幅2mで外周に沿って122m設置します。

資金計画ですが、土地購入費が60万円、太陽光発電システム一式が421万7769円、設置工事一式が171万720円、合計652万8489円です。撤去処分費の79万3152円は売電収入から毎年2万6500円を積み立てることになっています。全額自己資金から調達することで、三井住友銀行新宿支店の預金残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、雨水は敷地内で自然浸透処理し、何も敷設しません。土砂流出防止対策、土砂の搬入、切土盛土はせず、西側に土砂が流出しないように小堤防を増設します。

日照通風の影響、パネルの高さ1.3mで境界から1.3～7.1m離して設置するため周辺への日照通風への影響はありません。

除草対策として、周辺農地に影響がないよう年2回除草剤を使用します。

その他法令の状況、令和7年11月28日に埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを那珂川町教育委員会に確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 調査委員の報告が終わりました。
鈴木一夫 推進委員から意見はありませんか。

鈴木
推進委員 特にありません。

議長 事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にあり、農地区分は第3種農地でありますので、転用が可能となります。

議長 事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各委員 【質問なし】

議長 意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請5 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各委員 【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請5につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。

申請6 使用貸借権の設定による太陽光発電施設工事のための進入路用地への一時転用許可申請についてを議題といたします。

調査員は、1番 滝童内政可 委員、10番 小高辰也 委員、岡崎俊 推進委員です。ひきつづき、1番 滝童内政可 委員 から調査の報告を求めます。

1番
滝童内委員

農地法第5条第1項に規定による許可申請書が提出されましたので、4月17日に小高辰也委員、岡崎俊推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

使用目的は、太陽光発電施設工事の進入路のため申請地に使用貸借権を設定するものです。

転用行為の必要性は、隣接地に太陽光発電設備を設置するにあたり。資材搬入他の用途のため当該地を通行する必要があるためです。

申請地および隣接地の状況は、東側は畑、西側は道路、南側は太陽光発電施設設置予定の畑、北側は道路になっております。

権利を設定しようとする契約の内容は、使用貸借権の設定で、権利の期間は1年間ですが、着工すれば2か月程度で終了する予定です。

土地の選定理由は、西側に従来からの道があり。その部分と併用して使用できるため、必要最低限の一時転用で対応可能なため、当該地を選定しました。

土地の利用計画は、事業区域面積536㎡の内147.57㎡、申請地には鉄板砂利等は敷かず車両の乗入れ、資材仮置きのみさせていただきます。使用後は平坦に均し原状回復させます。

一時転用のため、資金計画の支出はありません。

周辺農地の被害防除対策について、雨水は区域内浸透処理し、土砂の搬入、切土盛土は行いません。日照通風の影響もなく、除草対策も一時転用のため該当ありません。

他法令等の状況について、特にありません。

申請書と事実の相違ありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。

岡崎俊 推進委員から意見はありませんか。

岡崎
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、農振農用地ですが、代替性がなく、転用期間は3年以内なので、一時転用が可能となります。

議 長

事務局より、説明がありました。

それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各委員 【質問なし】

議長 意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請6 使用貸借権の設定による太陽光発電施設工事のための進入路用地への一時転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各委員 【異議なし】

議長 異議なしと認めます。よって申請6につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
滝童内政可 委員、ご苦労様でした。
日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを上程します。
事務局に、議案の朗読、及び説明を求めます。

事務局 (小幡) 【議案朗読】

事務局長 【議案説明】
議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につきまして、ご説明します。
いずれの案件においては、那珂川町農業委員会総会議案で承認され、県に進達し、県から転用許可が承認されたものです。
変更理由は、当初予定していたパネル及びパワーコンディショナーが、廃盤により入手不能となったことから、仕様が変更になりました。これにともない、パネルの枚数は、申請1については252枚から192枚に、申請2については303枚から226枚に、申請3については304枚から229枚に変更になり、パワーコンディショナーは、申請1については9台から10台に、申請2については2台から1台に変更になりました。
本来であれば、事業計画変更申請が提出された場合は、農業委員及び地元の推進委員の方に現地調査をしていただき、総会にて調査報告をいただくところであります。しかしながら、本案件につきましては、パネルの枚数変更等のみでありますので、事務局からの説明といたしました。
なお、太陽光設置事業者等からは、計画変更申請を行わずに施行完了してしまったことから、事業計画変更に関する顛末書が提出されており、事業者には、許可後の事業計画変更がないよう、事務局からは指導は行っているところです。
以上で、説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案の朗読、及び説明が終わりました。
それでは、審議に入ります。

質問がある方は議長の指名を受けてから発言をしてください。

各委員 【質問なし】

議長 質問がないようですので、採決を行います。
申請1の許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各委員 【異議なし】

議長 異議なしと認めます。よって、申請1につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
申請2の許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各委員 【異議なし】

議長 異議なしと認めます。
よって、申請2につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
申請3の許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各委員 【異議なし】

議長 異議なしと認めます。よって、申請3につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
日程第8 議案第4号 非農地判断についてを上程します。
事務局に議案の朗読、及び説明を求めます。

事務局 (小幡) 【議案朗読】

事務局長 【議案説明】
議案第4号、非農地判断についてご説明いたします。
令和8年2月26日、松野・富山地区において、荒廃農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、担当地区の高野寛委員、大武正推進委員、事務局2名で現地確認をいたしました。
現地写真を参照いただきたいと思います。今回調査した農地は、山中または、山際にある土地であり、すべてにおいて、雑木や篠等が繁茂しており、森林の様相を呈しておりましたので、山林と判断しました。残りの一筆については、木は繁茂してないものの、雑

草のほかに篠等も繁茂しており、山に接しており、急傾斜地でしたので、原野と判断しました。いずれの土地も、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

また、現地調査後には該当する地権者に対し、令和8年3月19日付けで「非農地判断に係る事前通知書」を配布・発送しており、4月2日までに地目変更に同意しない方は連絡いただけるよう依頼しておりましたが、同意しない方はおりませんでした。

これらを踏まえ、今回現地調査した記載の農地に関しては、農地法第2条第1項に規定する農地の判断について、非農地として判断いたしました。

議決後には、非農地通知書を土地所有者に送付いたします。

また、「非農地通知一覧表」及び「非農地と判断された土地の地方税法第381条第7項に基づく地目変更の申出リスト」を作成し、町税務課を通して法務局に送付するとともに、農地台帳の登録を抹消することとなります。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の議案の朗読、及び説明が終わりました。
担当地区委員の、11番 高野寛 委員からの補足説明はありませんか。

11番
高野委員

11番 高野です。
担当地区として現地調査をいたしましたので、補足説明をいたします。
2月26日に、私と大武推進委員及び事務局で、現地確認をしました。状況としては事務局の説明及び写真のとおりで、畑や田とは到底思えず復元も見込めない状況でしたので、非農地と判断して問題ないと思われまます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

高野寛 委員から補足説明がありました。
大武正 推進委員から意見はありませんか。

大武
推進委員

特にありません。

議 長

それでは、審議に入ります。
質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【意見なし】

議 長

質問がないようですので、採決を行います。
非農地判断については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号につきましては、原案のとおり決定いたしま

す。
高野寛 委員、ご苦労様でした。
日程第9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを上程します。
事務局に、議案の朗読、及び説明を求めます。

事務局
(小幡)

【議案朗読】

事務局
(小山田)

【議案説明】

日程第9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを説明させていただきます。

配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画（案）」の2ページの総括表を御覧ください。

内容につきましては、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者2名、筆数2筆、面積4,203㎡となっております。これらの農地について農地中間管理機構から貸借権等の設定を受ける担い手数は3名となっております。公告年月日は令和8年5月29日を、効力発生日は令和8年6月1日を予定しています。一覧表及び明細書につきましては、記載のとおりですので、各自で御覧ください。

今回の農用地利用集積等促進計画（案）について、全てを効率的に利用し耕作を行うこと、周辺農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することなど必要な要件を満たしていると考えています。

農業委員会の皆様におかれましては、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案の朗読、及び説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各委員

【質問なし】

議長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

町から依頼がありました、農用地利用集積等促進計画（案）については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各委員

【異議なし】

議長

異議なしと認めます。よって議案第5号につきましては、意見なしで町へ回答することといたします。

本日の付議事件につきましては以上です。

長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。

ご起立願います。 ー礼ー。

ご苦勞様でした。

以上は、総会の経過を記載したものである。

那珂川町農業委員会総会規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

会 長

磯部 正美

議事録署名人委員9番

船見 和哉

議事録署名人委員10番

小高 辰也

